平成３０年（フ）第２２号
鳥取県鳥取市立川町３丁目365番地　尾崎マンション101号、旧住所鳥取県鳥取市大覚寺162番地60
債務者　西　　壽博
1　決定年月日時　平成30年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２４号
愛媛県松山市南久米町238番地１　浅井マンション201号
債務者　丹生谷雄久
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１５号
福岡県嘉麻市山野2008番地20
債務者　有江ひとみ（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成30年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成３０年（フ）第１７号
福岡県飯塚市弁分198番地23
債務者　小室　熊雄
1　決定年月日時　平成30年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成３０年（フ）第１８号
福岡県飯塚市弁分198番地23
債務者　牛島きよみ
1　決定年月日時　平成30年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成３０年（フ）第１２号
福岡県直方市大字頓野3528番地１　ビレッジハウス直方東１―202号、前住所福岡県田川市大字糒2108番地11
債務者　岩崎ゆかり
1　決定年月日時　平成30年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成３０年（フ）第７号
福岡県田川郡大任町大字大行事1695番地　成光団地33号
債務者　有吉百合子
1　決定年月日時　平成30年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成３０年（フ）第３７号
佐賀市大和町大字久池井2542番地１
債務者　久保　恭枝
1　決定年月日時　平成30年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４３号
宮崎市大塚町八所3776番地　ＭＹパレス107号
債務者　長崎　宏美
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第２８号
宮崎県都城市下川東１丁目２号６番地
債務者　新原　由果
1　決定年月日時　平成30年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第６５号
宮城県白石市緑が丘９番７号
債務者　佐藤美津子
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成３０年（フ）第１４号
福井県あわら市北潟第265号１番地２
債務者　中村　義之
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２１号
福井県勝山市立川町２丁目１番70号　立川荘
債務者　神代　良子
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２３号
福井市豊岡２丁目１番２号　東安居団地Ｂ棟203
債務者　髙橋　靜代
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２４号
福井市西学園２丁目1102番地１、旧住所福井市学園３丁目４番５号　レオパレス学園202
債務者　吉村　　博
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２６号
福井県坂井市坂井町田島第24号９番地３
債務者　西新居伸予
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２８４号
佐賀県多久市西多久町大字板屋6629番地
債務者　笠原ますみ
1　決定年月日時　平成30年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係